

第3回 香川県子どもの貧困対策検討委員会 次第

日時：平成27年8月21日（金）10時～12時

場所：アイパル香川 3階 大会議室

1 開 会

2 議 事

○ 香川県子どもの貧困対策推進計画（案）について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

資料1 香川県子どもの貧困対策推進計画（案）

資料2 第2回香川県子どもの貧困対策検討委員会におけるご意見と対応

資料3 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

香川県子どもの貧困対策推進計画

(案)

香 川 県

目 次

第1章	はじめに	1
I	計画の策定趣旨	2
II	計画の位置づけ	2
III	計画の期間	2
第2章	子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向	3
I	子どもの貧困に関する現状	4
II	基本目標	13
III	子どもの貧困に関する指標	14
IV	施策体系	18
第3章	施策の具体的な取組み	20
I	教育の支援	21
II	生活の支援	28
III	保護者に対する就労の支援	38
IV	経済的支援	41
第4章	計画の推進に向けて	43
I	計画推進のための連携・協力	44
II	計画の実施状況等の検証	44
<参考>		45

第1章 はじめに

- I 計画の策定趣旨
- II 計画の位置づけ
- III 計画の期間

第1章 はじめに

I 計画の策定趣旨

近年、子どもの貧困の問題については、深刻さを増しています。平成25年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年の日本の子どもの貧困率は、16.3%（2010年OECD加盟34カ国中25位）と過去最悪を更新し、全国的にも子どもの貧困への関心が高まっており、国を挙げての対策が急務であるとされています。

こうした中、平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行されました。

そして、この法律を受け、政府は平成26年8月29日に、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を閣議決定しました。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを基本目的・基本理念としており、10の基本的な方針を提示しています。

こうした中、本県においても法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を踏まえた県計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

この計画は、法律第9条に定める「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」です。

III 計画の期間

大綱が当面5年間の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、状況に応じ見直しを行います。

第2章 子どもの貧困を取り巻く 現状と施策の基本方向

- I 子どもの貧困に関する現状
- II 基本目標
- III 子どもの貧困に関する指標
- IV 施策体系

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と施策の基本方向

I 子どもの貧困に関する現状

(1) 子どもの貧困率について

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年の我が国の子どもの貧困率は16.3%（2010年OECD加盟34カ国中25位）と過去最悪を更新し、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的貧困率が10～12%程度であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は50%を超えています。このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率(%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率(%)	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯の貧困率(%)	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が1人(%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が2人以上(%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線(万円)	137	130	127	125	122

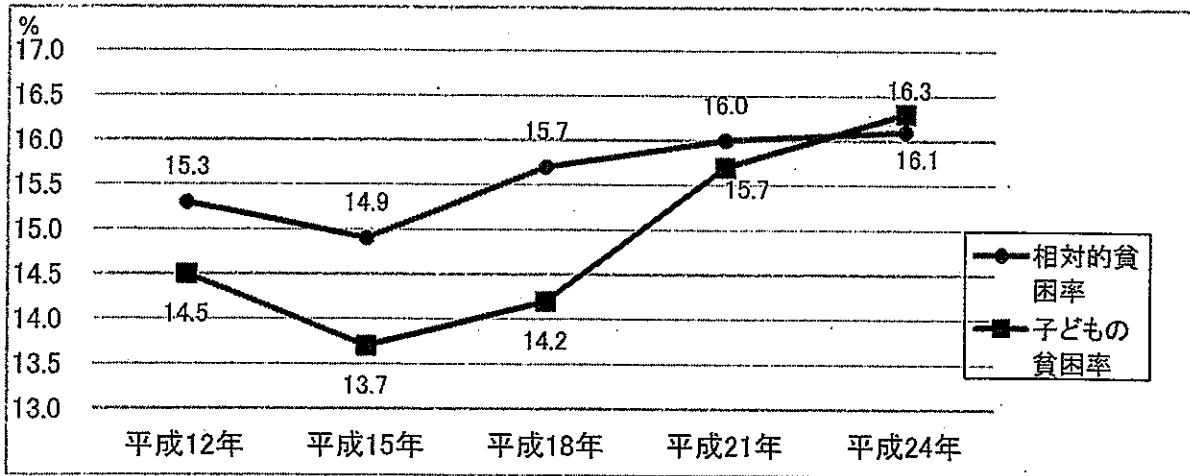
厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。

※子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。

※大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいう。

貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護世帯について

県内の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は平成 26 年度が 1,558 人です。香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は、平成 26 年度が 10.0%となっています。

被保護世帯数等の推移（香川県）

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
被保護世帯数		6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443
被保護世帯人員（人）		9,660	10,383	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415
保護率（%）		9.63	10.38	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64
割合（%） 生活保護世帯における子どもの数（人）	0～5 歳	343	380	438	427	408	369	359
	6～11 歳	582	572	612	583	581	518	495
	12～14 歳	339	378	413	407	351	352	314
	15～17 歳	327	354	386	404	427	402	390
	合計	1,591	1,684	1,849	1,821	1,767	1,641	1,558
	割合	9.6	10.3	11.6	11.5	11.2	10.5	10.0

厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数および被保護世帯人員は、年度計を 12 で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

※保護率は、年度計を 12 で除したものを小数点以下第 3 位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの数は、各年 7 月末日現在の数値（平成 26 年度は、平成 26 年 4 月末日現在の数値）。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、10 月 1 日現在の香川県全体の子どもの数（17 歳以下の人数）。

※「%（パーミル）」は、千分率を表す単位。1% = 1/1000 = 0.1%

(3) 社会的養護を要する児童について

保護者による適切な養護が受けられない場合は、児童養護施設等での養育となります。社会的養護を要する児童数は、過去数年は200人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、過去数年は150人～170人程度で推移しています。里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成26年度が43人となっており、この7年間で72%増となっています。相談の内容は、家庭環境、虐待が多くなっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

入所（委託） 措置児童数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
乳児院（人）	24	21	16	22	18	22	20
児童養護施設（人）	135	156	147	148	149	139	132
里親委託（人） （ファミリーホーム委託を含む）	25	29	31	33	34	39	43
計	184	206	194	203	201	200	195

香川県子育て支援課

※各年度3月末日現在の数値。

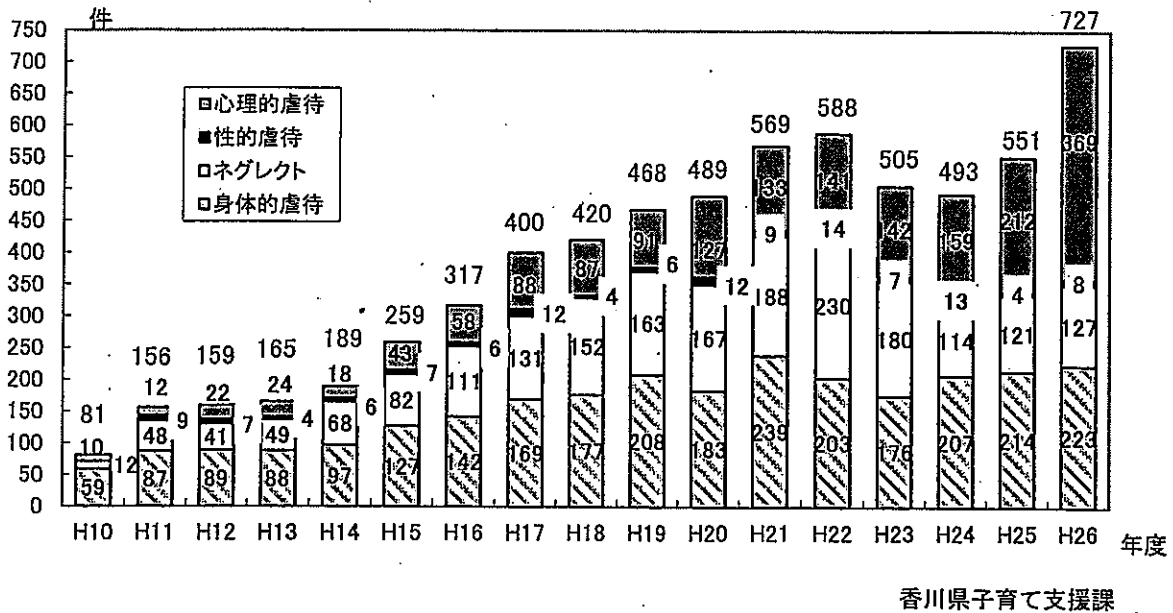
養護相談の発生要因と対応状況（平成26年度）

	保護者の家出	保護者の死亡	離婚	保護者の傷病	虐待	家族環境	その他	計
児童福祉施設に入所（人）			1	5	22	29	3	60
里親委託（人）		3	1		3	8		15

香川県子ども女性相談センター

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの

児童相談所の児童虐待対応件数（香川県）



（４）生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約98%となっており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約52%、就職率は約18%です。

生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高等学校等進学率および大学等進学率は、県全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県		全国	
	生活保護世帯	児童養護施設	生活保護世帯	児童養護施設
中学校卒業後				
高等学校等進学率(%)	97.9	78.5	98.4	90.8
就職率(%)	0.9	6.2	0.4	2.5
高等学校等卒業後				
大学等進学率(%)	51.8	32.1	53.2	32.9
就職率(%)	18.2	59.0	17.0	46.1

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、香川県子育て支援課

※全国の全体および児童養護施設の数値は平成25年5月1日現在、生活保護世帯の数値は平成25年4月1日現在の数値。

※香川県の全体および児童養護施設の数値は平成26年5月1日現在、生活保護世帯の数値は平成26年4月1日現在の数値。

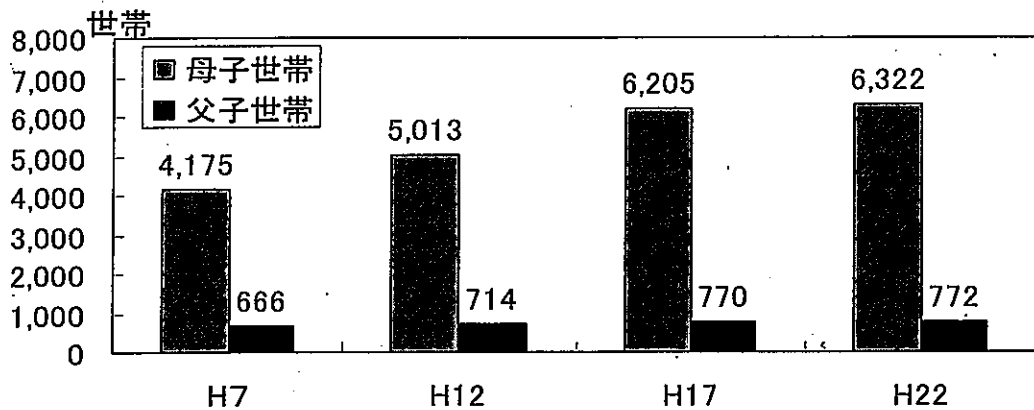
(5) ひとり親家庭について

① ひとり親世帯数の推移

香川県の母子世帯数は、平成12年が5,013世帯（総世帯数の1.34%）、平成17年が6,205世帯（1.64%）、平成22年が6,322世帯（1.62%）と増加傾向にあります。また、父子世帯も、平成12年が714世帯（総世帯数の0.20%）、平成17年が770世帯（0.20%）、平成22年が772世帯（0.20%）とやや増加しています。

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

ひとり親世帯数の推移（香川県）

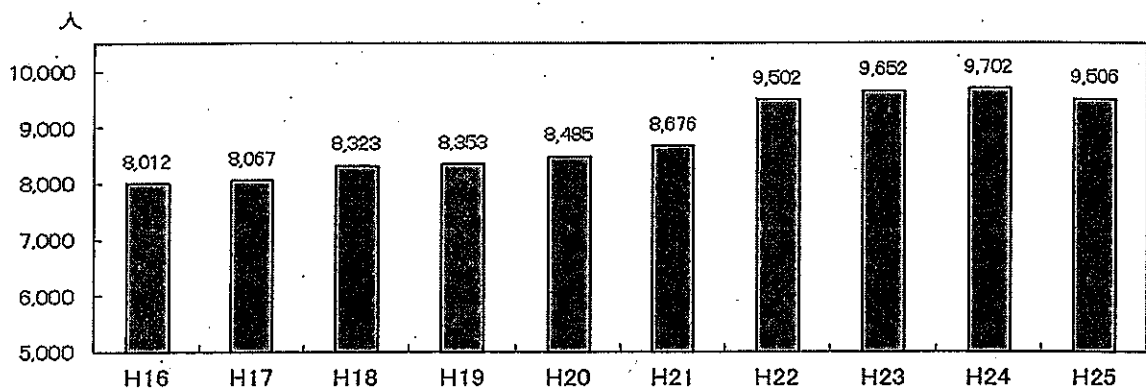


総務省「国勢調査」

② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は年々増加傾向にあり、平成22年度に9,000人を超え、平成25年度では9,506人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



厚生労働省「福祉行政報告例」

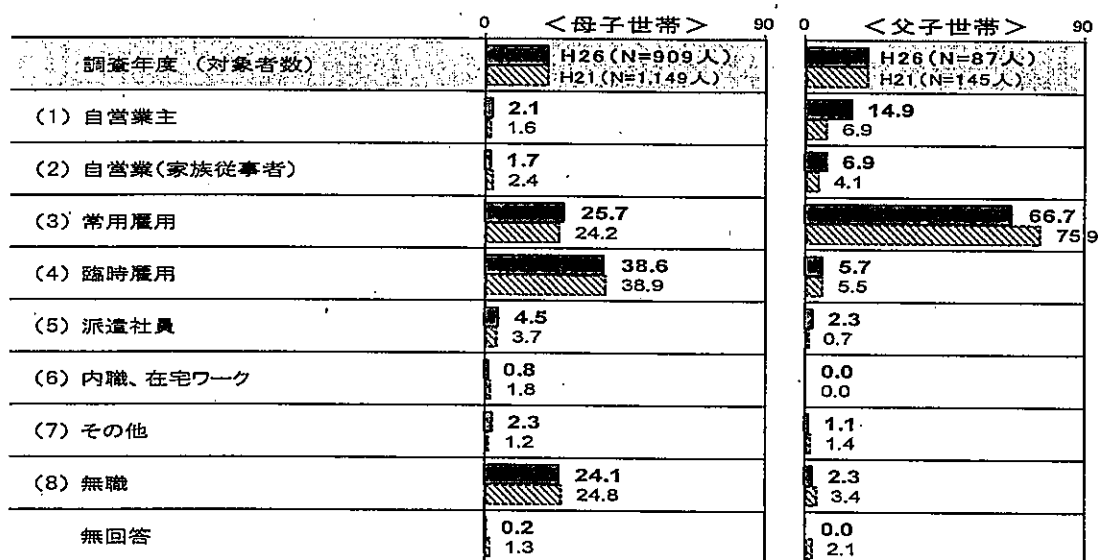
※平成22年6月に児童扶養手当法が一部改正され、平成22年8月分から父子家庭にも支給開始。

③ ひとり親家庭の就業状況

平成26年の調査においては、母子世帯の母では、ひとり親になった当時の就業形態としては常用雇用が25.7%、臨時雇用が38.6%、無職が24.1%でしたが、調査時点では、就業している人が90.5%、就業していない人が9.1%であり、就業している人のうち常用雇用が48.2%、臨時雇用が39.4%と常時雇用が増加しています。

父子世帯の父では、ひとり親になった当時の就業形態としては常用雇用が66.7%、臨時雇用が5.7%、自営業が21.8%でしたが、調査時点では、就業している人が93.1%、就業していない人が6.9%であり、就業している人のうち常用雇用が64.2%、臨時雇用が7.4%、自営業が27.1%と、常用雇用が減少、臨時雇用と自営業が増加しています。

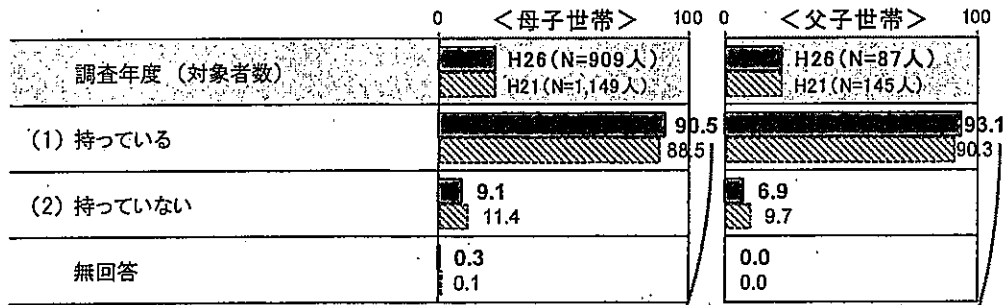
ひとり親家庭となった当時の就業形態（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

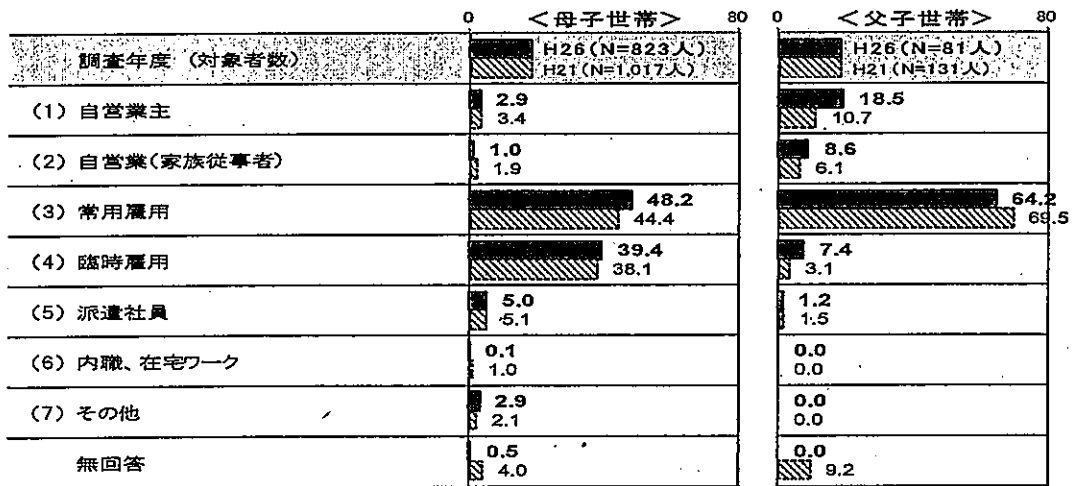
調査時点で仕事を持っている・持っていない（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

調査時点での就業形態（香川県）



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

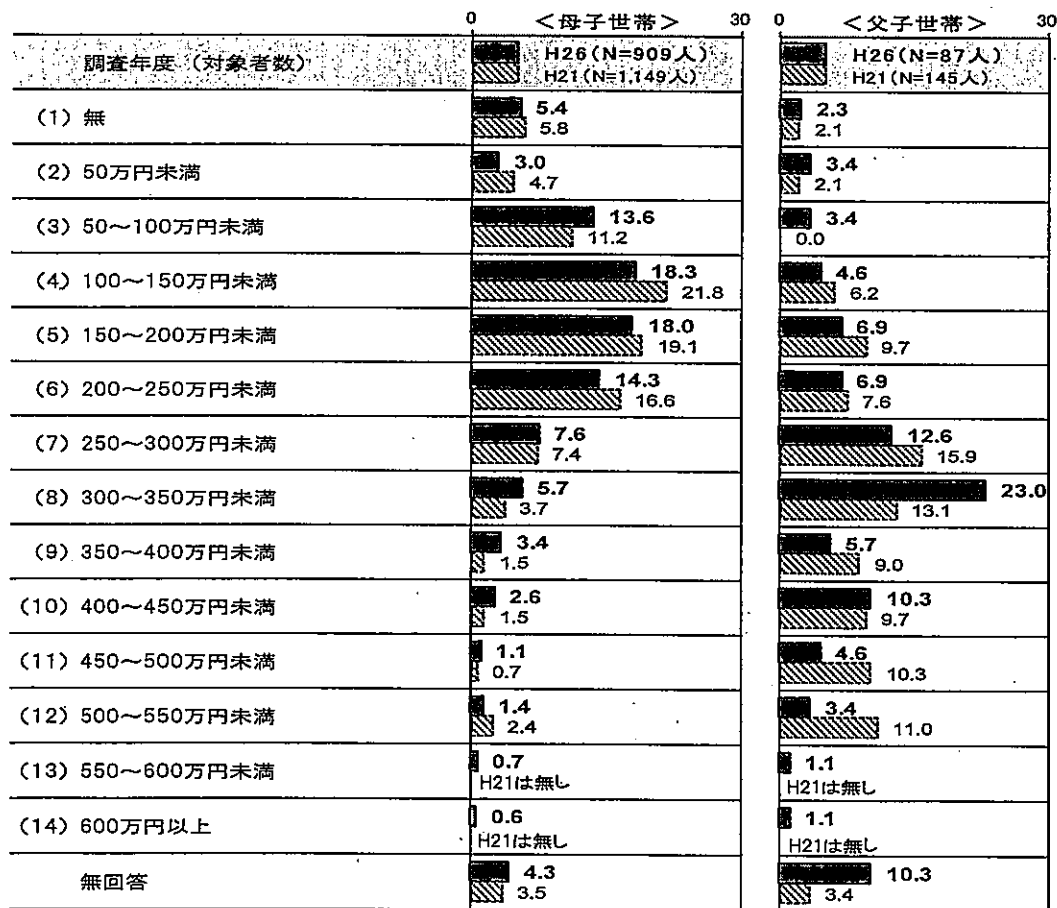
④ ひとり親家庭の世帯収入

母子世帯の年収は、「100万円から150万円未満」が18.3%で最も多く、「200万円未満」の世帯が全体の58.3%を占めています。

父子世帯の年収は、「300万円から350万円未満」が23.0%で最も多く、「350万円未満」の世帯が全体の63.1%を占めています。

また、現在の生活状況として、母子世帯の76.5%、父子世帯の74.7%が「やや苦しい」または「苦しい」と考えています。

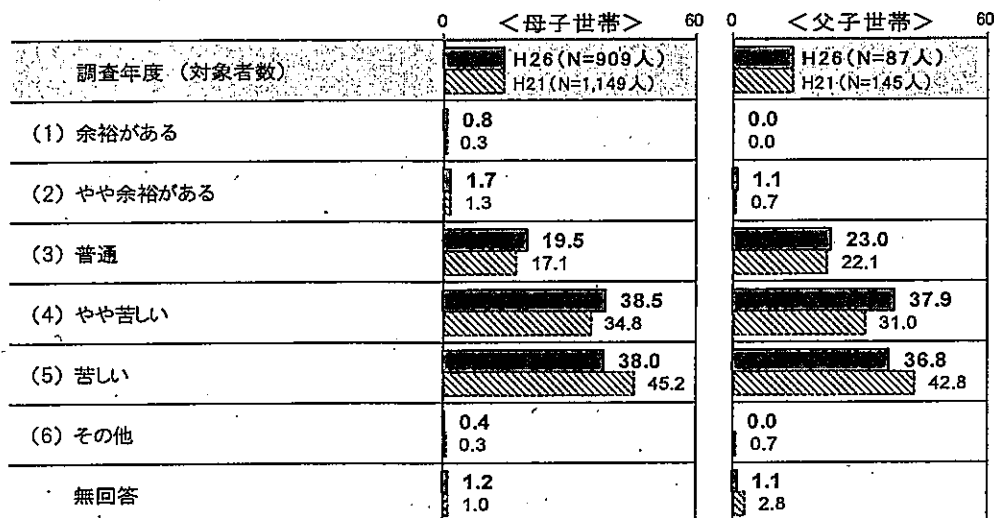
ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

ひとり親家庭の生活状況



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

(6) 就学援助を受けている子どもについて

市町では、学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の教育を受ける上で必要な援助を行っています。対象者は、生活保護法に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者で、市町がそれぞれの要綱等に基づいて認定しています。

就学援助を受けた児童生徒の数は、平成24年度は10,783人で全児童生徒数に占める割合は13.31%であり、平成20年度の11.42%から上昇しています。

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	9,474	9,943	10,304	10,637	10,783
	全国	1,436,161	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023
就学援助率(%)	香川県	11.42	11.97	12.55	13.00	13.31
	全国	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64

文部科学省「就学援助実施状況調査」

Ⅱ 基本目標

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり

「Ⅰ 子どもの貧困に関する現状」で示したとおり、生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもの進学率が低いという実態があります。

また、子どもの貧困率は16.3%ですが、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率は54.6%です。ひとり親家庭は子育てと生計の維持を1人で担い、さまざまな困難を抱えている場合が多く、特に母子世帯の生活が厳しい状況にあります。

こうしたことを背景として、貧困の状態にある子どもたちが、親の支援の欠如等により学びの機会がうまく獲得できなかつたり、家計が苦しく進学など将来への希望が持てなかつたりすることが懸念されます。

子どもの貧困対策のねらいは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現していくことであり、そのために必要な環境整備等を図ります。

Ⅲ 子どもの貧困に関する指標

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証するために25の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証するために指標を設定することとします。

ただし、国の指標の中には都道府県のデータがないものもあり、また、それ以外にも本県の子どもの貧困の状態を測る独自の指標があると考えられます。そこで、次の19の指標を設定します。

(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標 (指標 No. 1~6)

生活保護制度は、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度です。こうした支援を必要とする世帯の子どもについて、進学や就職等の状況を確認します。

(2) 児童養護施設の子どものに関する指標 (指標 No. 7~10)

児童養護施設には、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもが措置されています。また、平成26年2月の国の調査では、入所児童の半数以上が親などから虐待を受けた経験があることが明らかとなっています。

こうした公的な支援(＝社会的養護)が必要な子どもについて、進学や就職の状況を確認します。

(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標 (指標 No. 11~13)

子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率が54.6%となっており、ひとり親家庭は、生活が厳しい状況にあることが明らかとなっています。そのため、ひとり親家庭向けの給付事業である児童扶養手当の支給状況やひとり親家庭の親の就業率を確認します。

(4) 就学支援に関する指標 (指標 No. 14~19)

現在、社会福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーや臨床心理に関して専門的知識を有するスクールカウンセラーを学校に派遣するなど、教育相談の充実を図っており、それらの配置状況を確認します。また、就学援助に関する状況を確認します。

1～5、7～12、14～18は、国の大綱と同じ指標で、6、13、19は県独自の指標です。

No.	指 標	香川県	全 国	備 考 ()は全国
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標				
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	78.5% 〔平成26年4月1日現在〕	90.8% 〔平成25年4月1日現在〕	全日制 61.5% (67.6%) 定時制 3.1% (11.5%) 通信制 5.4% (5.1%) 中等教育学校後期課程 0.0% (0.1%) 特別支援学校高等部 8.5% (4.9%) 高等専門学校 0.0% (0.7%) 専修学校の高等課程 0.0% (0.9%)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.1% 〔平成26年度〕	5.3% 〔平成25年度現在〕	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.1% 〔平成26年4月1日現在〕	32.9% 〔平成25年4月1日現在〕	大学等 21.8% (19.2%) 専修学校等 10.3% (13.7%)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	6.2% 〔平成26年4月1日現在〕	2.5% 〔平成25年4月1日現在〕	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	59.0% 〔平成26年4月1日現在〕	46.1% 〔平成25年4月1日現在〕	
6	生活保護世帯における子どもの数とその割合	1,641人 〔平成25年7月1日現在〕 10.5% 〔平成25年度〕	277,704人 〔平成25年7月1日現在〕 13.9% 〔平成25年度〕	全国、香川県ともに、全体の子どもの数(17歳以下的人数)は、10月1日現在。
(2) 児童養護施設の子どものに関する指標				
7	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	87.5% 〔平成26年5月1日現在〕	96.6% 〔平成25年5月1日現在〕	高等学校等 87.5% (94.8%) 専修学校等 0.0% (1.8%)
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率	14.3% 〔平成26年5月1日現在〕	22.6% 〔平成25年5月1日現在〕	大学等 14.3% (12.3%) 専修学校等 0.0% (10.3%)
9	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	12.5% 〔平成26年5月1日現在〕	2.1% 〔平成25年5月1日現在〕	
10	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	85.7% 〔平成26年5月1日現在〕	69.8% 〔平成25年5月1日現在〕	

No.	指 標	香川県	全 国	備 考 ()は全国
(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標				
11	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	90.5% 〔平成26年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	80.6% 〔平成23年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 48.2% (正規の職員・従業員 39.4%) 臨時雇用 39.4% (パート・アルバイト等 47.4%)
12	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	93.1% 〔平成26年度香川県ひとり親家庭実態調査〕	91.3% 〔平成23年度全国母子世帯等調査〕	常用雇用 64.2% (正規の職員・従業員 67.2%) 臨時雇用 7.4% (パート・アルバイト等 8.0%)
13	児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合	9,506人(受給者) 14,578人(児童) 8.7% 〔平成26年3月31日現在〕	1,073,790人 1,620,606人 7.6% 〔平成26年3月31日現在〕	全国、香川県ともに、全体の子どもの数(18歳以下的人数)は、10月1日現在。 全国の児童数は、1世帯6人以上の児童がいる家庭は、6人として計算。
(4) 就学支援に関する指標				
14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	29人 〔平成26年度〕	1,008人 〔平成25年度〕	
15	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100.0% 〔平成26年度〕	37.6% 〔平成24年度〕	
16	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0% 〔平成26年度〕	82.4% 〔平成24年度〕	
17	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	27.8% 〔平成25年度〕	61.9% 〔平成25年度〕	
18	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	55.6% 〔平成25年度〕	61.0% 〔平成25年度〕	
19	就学援助を受けている児童生徒の数(※)・就学援助率	10,783人 13.31% 〔平成24年度〕	1,552,023人 15.64% 〔平成24年度〕	※要保護及び準要保護児童生徒数

指標の改善に向け、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの基本方向に従って具体的な施策を位置づけます。

【参考】

国の25の指標のうち、県の指標として採用していない9の指標は次のとおりです。

これらの指標には、都道府県ごとのデータはありません。

指 標	全 国	備 考	
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	72.3%		平成23年度全国母子世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの就職率 (中学校卒業後)	0.8%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
ひとり親家庭の子どもの就職率 (高等学校卒業後)	33.0%		平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%		平成25年度実績
子どもの貧困率	16.3%		平成25年国民生活基礎調査
子どもがいる現役世帯のうち一人が一人の貧困率	54.6%		平成25年国民生活基礎調査

IV 施策体系

I 教育の支援

(1)	「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
①	学校教育による学力保障
②	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
③	地域による学習支援
④	高等学校等における就学継続のための支援
(2)	貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上
(3)	就学支援の充実
①	義務教育段階の就学支援の充実
②	奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減
③	特別支援教育に関する支援の充実
(4)	大学等進学に対する教育機会の提供
①	大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
(5)	生活困窮世帯等への学習支援
(6)	その他の教育支援
①	子どもの食事・栄養状態の確保
②	多様な体験活動の機会の提供

II 生活の支援

(1)	保護者の生活支援
①	保護者の自立支援
②	保育等の確保
③	保護者の健康確保
④	母子生活支援施設等の活用
(2)	子どもの生活支援
①	児童養護施設等の退所児童等の支援
②	食育の推進に関する支援
③	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
(3)	関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
①	関係機関の連携

(4)	子どもの就労支援
①	ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
②	親の支援のない子ども等への就労支援
③	定時制高校に通学する子どもの就労支援
④	高校中退者等への就労支援
(5)	支援する人員の確保等
①	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
②	相談職員の資質向上
(6)	その他の生活支援
①	妊娠期からの切れ目のない支援等
②	住宅支援

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

①	親の就労支援
②	親の学び直しの支援

Ⅳ 経済的支援

①	児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援
②	ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討
③	母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援
④	養育費の確保に関する支援
⑤	医療費の助成など

第3章 施策の具体的な取組み

I 教育の支援

II 生活の支援

III 保護者に対する就労の支援

IV 経済的支援

第3章 施策の具体的な取組み

I 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、香川の未来をつくることにもつながります。このため、教育の支援を1つ目の基本方向とします。

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

- すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図るため、①少人数指導、②少人数学級、③学力向上基盤形成の3つの柱からなる香川型指導体制を推進するほか、一人ひとりの学力の確実な定着を図るため、市町が補習のための指導員などを小中学校に派遣する経費を補助します。
- 子どもに自己有用感を持たせるため、自然体験学習などの体験・交流事業、「いじめゼロ子どもサミット」などを実施します。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 子どもの家庭環境などを踏まえた教育相談体制の充実を図るため、すべての公立小中学校、公立高等学校、県立特別支援学校の教育相談でスクールカウンセラーを活用します。
- 社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県立高等学校に配置するとともに、中核市を除く市町がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費の一部を補助します。また、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。
- 私立中学校・高等学校においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

③ 地域による学習支援

- 学校や公民館などを活用し、すべての子どもを対象に、放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとともに、地域の方々による学習支援や多様な体験活動を実施する「放課後子供教室」の設置を促進します。
- 子どもたちの土曜日の学習環境を充実させるため、地域の人材による多様な学習機会の提供を促進します。
- 学習指導上、生徒指導上および進路指導上課題を有する中学校区を対象に、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取組みを推進し、児童生徒の学力向上、進路指導の充実を図ります。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 心の問題や家庭環境などにより就学の継続ができなくなる子どもたちへの対応のため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。
- 多様な進路（進学・就職）支援が必要な高校生に対して、ジョブ・サポート・ティーチャー、進路指導主事などと連携して生徒の進路（進学・就職）相談や企業を訪問しての求人開拓などの進路支援を行います。
- 専門高校において、地域社会や産業を担う人材を育成するため、優れた知識・技術・経験を持つ社会人などの講師の指導を受けることにより、卒業後、即戦力となる技術や技能の取得に努めるとともに、企業などで就業体験を行うインターンシップや職場見学会を実施するなど地域や企業等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を推進します。
- 地域の産業を支える専門技術者や地域に貢献する人材の育成のため、企業、経済団体、労働局など産学官で構成する「香川県次代の担い手育成コンソーシアム」と、企業

が求める人材などについて協議や情報交換を行うなど、キャリア教育の改善、充実に努めます。

- 私立中学校・高等学校において、卒業生や著名人などによる講演、セミナーなどを開催し、将来への目的意識の醸成や学習意欲の向上を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援に努めます。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上

- 多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育所および認定こども園入所児童のうち、3歳未満児に対する保育料を免除します。
- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通じた健全な心身の発達、集団生活を通じた生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した幼児教育の充実に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校などとの連携のための取組みの促進、保育士、幼稚園教諭などに対する研修の充実などによる専門性と資質の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮ならびに保育所、認定こども園などに対する適切な指導監督、評価などの実施を通じて、質の高い教育・保育の充実に努めます。
- 「香川県幼児教育振興プラン」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。

(3) 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 国の要保護児童生徒援助費補助金の活用や市町が実施する就学援助事業の充実を図るため、全国や県内の就学援助の実施状況などを情報提供するとともに、市町におけるきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した取組みを促進します。
- 中学校が、五色台少年自然センターまたは屋島少年自然の家において集団宿泊学習を実施する際の、要保護・準要保護児童生徒の経費の半分を補助します。

② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減

- 有為な人材の育成を図るため、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し、就学支援金の交付、奨学のための給付金の交付、奨学金の貸付などを行います。
- 高等学校の定時制通信制課程に在学する勤労青年に対して、修学資金を貸し付けるとともに、教科書および学習書の購入に対する支援を行います。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、高等学校以上の学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

- 私立幼稚園における障害のある幼児の就園の機会の拡大および特別支援教育の充実を図るため、障害のある幼児に係る教育に必要な経常的経費に対して支援します。
- 障害のある幼児児童生徒や保護者の抱える悩みなどに対応するため、特別支援学校に臨床心理士などのスクールカウンセラーを配置し、幼児児童生徒や保護者の相談に応じます。

- 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費により就学のために必要な経費の一部を支給します。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させるため、専門家による支援を行います。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ① 大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
 - 意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生などに対し、奨学金を貸し付けることにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めます。
 - 経済的理由により修学することが困難な私立専門学校生に対し、専門学校生授業料等負担軽減事業により経済支援を行います。
 - 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援します。
 - 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、国公立大学・専門学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行います。
 - 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。
 - ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努めます。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を適切に実施します。
- 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費を公費負担します。
- ひとり親家庭の児童の学習を支援するとともに、児童などから気軽に進学相談を受けられる環境の整備に努めます。
- 心の問題や家庭環境などにより就学の継続ができなくなる子どもたちへの対応のため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。
【再掲】

(6) その他の教育支援

① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を適切に実施します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。

② 多様な体験活動の機会の提供

- 学校や公民館などを活用し、すべての子どもを対象に、放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとともに、地域の方々による学習支援や多様な体験活動を実施する「放課後子供教室」の設置を促進します。【再掲】

- スポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ、児童養護施設の児童の自立を支援するため、専門的指導を行う特別指導を促進します。

II 生活の支援

子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要です。このため、生活の支援を2つ目の基本方向とします。

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 子育てや家庭に関する相談機関（妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、教育センターなど）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関の県民への周知に努めます。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「妊娠出産サポート」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業などの充実を努めます。
- 地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体などがひとり親家庭などに対して行う相談活動などの事業を支援します。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき住居確保給付金の交付や家計の相談支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、技能習得のための通学、就職活動、学校などの公的行事への参加、病気などにより一時的に生活援助や保育が必要な場合または生活環境などの激変により日常生活を

営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。

- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。
 - ひとり親家庭の親の自立を促進するため、県および市の福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの抱えているさまざまな問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言および情報提供を行います。また、生活全般にわたる相談窓口として、(一財)香川県母子寡婦福祉連合会において行う相談事業を促進します。
 - 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、育児休業中の生活資金などの融資を低利率で行います。
 - 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談および保育所情報の提供を行います。
- ② 保育等の確保
- 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に質・量両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町計画などに基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
 - 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進す

るなど保育の拡充に努め、保育所入所待機児童の解消を図ります。

- 低年齢の保育所入所待機児童の受入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを配置する市町を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築など、施設整備を促進します。
- 地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日などに保育を必要とする子どものための休日保育、病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院などに付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、パートタイム就労や疾病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消などのために、一時預かり事業を促進します。また、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 28 条の規定に基づき、特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの優先入所を促進します。
- 昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 保護者の疾病などにより、児童養護施設などで児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を通じて、保護者が児童の養育が一時的に困難になった場合の支援を行います。
- 保育士、看護師などの資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、市町および保育士養成施設などと連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、人材確保を促進します。

- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、質・量両面にわたり充実させます。

③ 保護者の健康確保

- 生後4か月までの乳児のいる家庭などを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う乳児家庭全戸訪問事業について、訪問従事者の質の向上に努めます。
- 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の促進に努めます。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤または治療材料などの医療扶助を適切に実施します。
- ひとり親家庭の子育て・生活への相談支援を行う福祉事務所、母子・父子福祉団体などの相談・支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の孤立を防ぐため、ひとり親家庭相互の交流が円滑に行われるように努めます。

④ 母子生活支援施設等の活用

- 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援します。

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 社会的養護のもとで育った子どもなどが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。
- 義務教育終了後、児童養護施設などを退所し、就職する児童などの社会的自立を促進するため、自立援助ホームの設置を促進します。
- 児童福祉施設などを退所した児童などが就職し、またはアパートなどを賃借する際に、児童などが入所していた施設の施設長などがその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助します。
- 児童相談所長が選任請求した未成年後見人に報酬などを支援することで、未成年後見人の確保を図り、児童などの日常生活の支援や福祉の向上を図ります。

② 食育の推進に関する支援

- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。【再掲】
- 妊産婦や乳幼児の健診時や両親学級などにおいて、食に関する情報を提供するなど、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を促進します。
- 児童養護施設および乳児院における養護について、施設の小規模化および地域分散化を推進し、キッチンを備えた家庭に近い環境のもと、食育の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- 放課後などに子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもの対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施する放課後子ども総合プランを推進します。
- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努め、保育所入所待機児童の解消を図ります。【再掲】
- 低年齢の保育所入所待機児童の受入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを配置する市町を支援します。【再掲】
- 保育士、看護師などの資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、市町および保育士養成施設などと連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。【再掲】

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

① 関係機関の連携

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を推進し、講演会や講習会の開催を通して、地域を基盤に分野や領域を超えたネットワークの形成を図ります。
- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関などのネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言等を行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、包括的・継続的支援を推進します。支援に当たり、住居、就労、介護、教育等に関する課題について、必要な関係機関との連携を図ります。

(4) 子どもの就労支援

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 社会的養護のもとで育った子どもなどが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。【再掲】
- 児童福祉施設など入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、児童の就職および自立を支援します。

② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を推進します。【再掲】
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行うとともに、ニートなどの若者に対しては、「地域若者サポートステーション」にお

いて職業的自立を支援します。

③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- 就職状況が厳しい定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談などの就職支援を行います。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行います。

④ 高校中退者等への就労支援

- 学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、高等技術学校における職業訓練による支援や求職者支援訓練について周知に努めます。
- 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談を行うとともに、ニートなどの若者に対しては、「地域若者サポートステーション」において職業的自立を支援します。【再掲】

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- 児童養護施設などにおけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接などを行う個別対応職員、保護者などへの支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子どもなどに心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院で預るレスパイト・ケ

アの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。

- 子どもや家庭に関するさまざまな問題に対応する児童相談所については、体制の強化、専門性の向上が重要であることを踏まえ、ケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメントなどを可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応や保護者への指導・支援を行うための専門性の確保などを図ります。

② 相談職員の資質向上

- 生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行います。
- ひとり親家庭などの抱えているさまざまな問題を把握し相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言および情報提供を行う母子・父子自立支援員や、県・市の担当職員が適切な相談を行えるよう、研修を行うなど相談体制の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実に努めます。

(6) その他の生活支援

① 妊娠期からの切れ目のない支援等

- 妊婦健康診査や医療機関による出産ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所などの連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援に努めます。また、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業などの実施を支援します。

② 住宅支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住まいの確保、補修その他住宅維持

のために必要な経費などの住宅扶助を適切に実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち離職などにより住宅を喪失またはそのおそれのある者であって、所得などが一定水準以下のものに対する住居確保給付金の支給を適切に実施します。

- 住宅に困窮しているひとり親家庭や多子世帯が、県営住宅の入居予約登録を行うことにより優先的に入居できるよう配慮します。
- ひとり親家庭の親などが住宅を建設、購入、補修、改築、増築などする場合や転居する場合に、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建築などに必要な資金）や転宅資金（住宅の移転に必要な資金）の貸付けを行います。

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要です。このため、保護者に対する就労の支援を3つ目の基本方向とします。

① 親の就労支援

- 香川労働局と協定を締結して生活保護受給者、児童扶養手当受給者および生活困窮者の就職による経済的自立などを図るため、就労支援の目標や役割分担を定め、県と国による就労支援チームを設置して就労に向けたきめ細かな支援を実施します。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、住居確保給付金の交付や就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進します。
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークなどの関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。【再掲】
- ひとり親家庭などが技能習得のための通学、就職活動などにより一時的に生活援助

や保育が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のサポートを行います。また、家庭生活支援員としてひとり親家庭の親などを活用し、派遣体制の強化を図ります。

- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図ります。
 - ひとり親家庭の親が就職するために必要な技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。また、ひとり親家庭の親が起業する場合において、適切な助言と指導のもと、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業資金の貸付けを行います。
 - 保護者が仕事と生活の調和を図り、子どもと過ごす時間を十分に確保することができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーが県内の中小企業を訪問し、就業規則等各種社内規程の整備や一般事業主行動計画の策定などを働きかけ、働きやすい職場環境の整備を支援します。
 - 求職者の再就職を支援するため、高等技術学校において職業能力の開発・向上を行うとともに、離職者再就職訓練に母子家庭の母などを対象とした枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。
 - 香川求職者総合支援センターにおいて、国の職業紹介とあわせて、生活・就労相談および保育所情報の提供を行います。【再掲】
 - 労働相談窓口において労働問題全般にわたる相談を受け付けます。必要に応じて香川県労働委員会や香川労働局などの関係機関を紹介します。
- ② 親の学び直しの支援
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料などの生業扶助を適切に実施します。【再掲】

- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を通じて、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。

IV 経済的支援

親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。このため、経済的支援を4つ目の基本方向とします。

① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付を行います。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学などへの修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。【再掲】

② ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討

- ひとり親家庭などへの福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに県内のひとり親家庭の生活実態調査などを実施します。

③ 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援

- ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付けを行います。【再掲】

④ 養育費の確保に関する支援

- 児童扶養手当窓口や婚姻・離婚届窓口などに養育費確保のチラシを設置するとともに、児童扶養手当の申請時や現況届の提出時などさまざまな機会を捉えて情報提供を行います。また、母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得手続きなどに関する研修を行います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、国の「養育費相談支援センター」との連携を図りながら、養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問

題について、弁護士などによる特別相談を推進します。

○ 父親または母親からの養育費の取得に係る裁判に要する費用について、母子福祉資金貸付金または父子福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを行います。

○ 養育費の履行を促進する社会的機運を高めるため、母子・父子福祉団体など関係機関と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進します。

⑤ 医療費の助成など

○ ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの健康の保持・増進および生活の安定を図ります。

○ 乳幼児などの保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児医療費などの助成を行う市町に対し、補助金を交付するとともに、入院医療を必要とする未熟児に対し、生後速やかに適切な医療が受けられるよう、未熟児養育医療給付事業を行う市町に対し、補助します。

○ 慢性疾病を持った児童などの健全育成と、家族の経済的負担軽減のため、小児慢性特定疾病に罹患している児童などの保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

第4章 計画の推進に向けて

- I 計画推進のための連携・協力
- II 計画の実施状況等の検証

第4章 計画の推進に向けて

I 計画の推進のための連携・協力

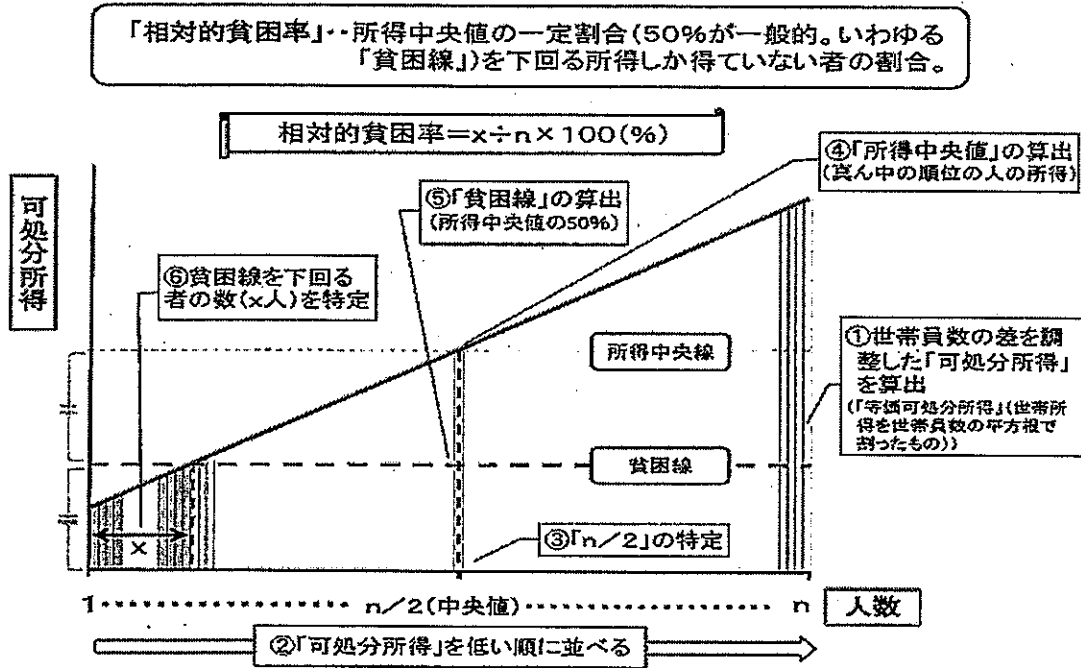
この計画に盛り込まれた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係課が連携するとともに、福祉や教育の第一線を担う市町や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力します。

II 計画の実施状況等の検証

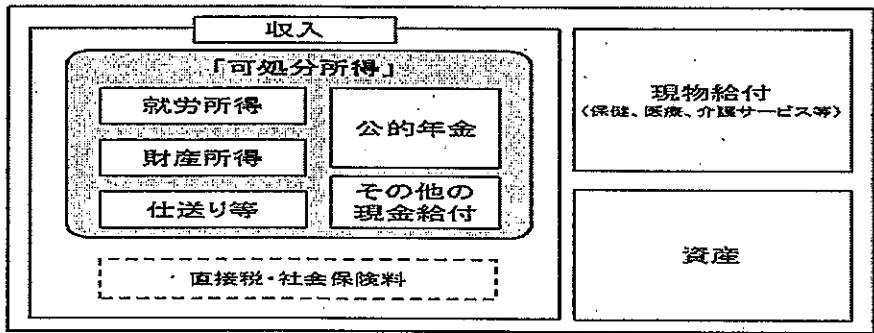
各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、指標の状況について点検・評価します。そして、子どもの貧困に関する実情を踏まえて施策を実施するため、香川県子どもの貧困対策検討委員会に報告するとともに、広く県民に周知します。また、社会経済情勢の変化や法改正等の状況を踏まえながら、新たに盛り込むべき施策が生じた場合等には、計画の見直しを行います。

<参考>

○相対的貧困率



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



厚生労働省作成資料



第 2 回香川県子どもの貧困対策検討委員会における委員からのご意見と対応

意見の概要	県の考え方・対応	案への反映状況																																																																													
<p>●議事 ○ 香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）の素案について</p> <p>P. 5 第 2 章 I（2）生活保護世帯について 「子どもは 1,500 人～1,900 人の間で推移しており、近年は減少傾向にあります。」という記載があるが、「減少傾向にある」という記載が本当に良いのかどうか。（市原委員）</p> <p>平成 20 年度と平成 26 年度を比べると子どもの数は減っているが被保護世帯の人数は増えているので、最後の増えている、減っているは書かなくともいいかもしれない。（加野会長）</p>	<p>香川県全体の 17 歳以下の子どもの占める生活保護世帯における 17 歳以下の子どもの割合を表に追加する。</p> <table border="1" data-bbox="359 358 869 1646"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯数</td> <td>6,755</td> <td>7,295</td> <td>7,842</td> <td>8,172</td> <td>8,339</td> <td>8,411</td> <td>8,443</td> </tr> <tr> <td>被保護世帯人員（人）</td> <td>9,660</td> <td>10,383</td> <td>11,097</td> <td>11,466</td> <td>11,556</td> <td>11,507</td> <td>11,415</td> </tr> <tr> <td>保護率（%）</td> <td>9.63</td> <td>10.38</td> <td>11.14</td> <td>11.55</td> <td>11.68</td> <td>11.68</td> <td>11.64</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">生活保護世帯における子どもの数（人）</td> <td>0～5 歳</td> <td>343</td> <td>380</td> <td>438</td> <td>427</td> <td>408</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>6～11 歳</td> <td>582</td> <td>572</td> <td>612</td> <td>583</td> <td>581</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>12～14 歳</td> <td>339</td> <td>378</td> <td>413</td> <td>407</td> <td>351</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>15～17 歳</td> <td>327</td> <td>354</td> <td>386</td> <td>404</td> <td>427</td> <td>402</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,591</td> <td>1,684</td> <td>1,849</td> <td>1,821</td> <td>1,767</td> <td>1,641</td> <td>1,558</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>9.6</td> <td>10.3</td> <td>11.6</td> <td>11.5</td> <td>11.2</td> <td>10.5</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「被保護者調査」</p> <p>※被保護世帯数および被保護世帯人員は、年度計を 12 で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。</p> <p>※保護率は、年度計を 12 で除したものを小数点以下第 3 位で四捨五入したものである。</p> <p>※生活保護世帯における子どもの数は、各年 7 月末日現在の数値（平成 26 年度は、平成 26 年 4 月末日現在の数値）。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、10 月 1 日現在の香川県全体の子どもの数（17 歳以下の人数）。</p> <p>※「%（パーミル）」は、千分率を表す単位。1%＝1/1000＝0.1%</p> <p>推移についての傾向は、一概に申し上げられないため記載できないと判断し、「生活保護世帯の子どもは、1,500 人～1,900 人の間で推移しており、近年は減少傾向にありま</p>		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	被保護世帯数	6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443	被保護世帯人員（人）	9,660	10,383	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415	保護率（%）	9.63	10.38	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64	生活保護世帯における子どもの数（人）	0～5 歳	343	380	438	427	408	359	6～11 歳	582	572	612	583	581	495	12～14 歳	339	378	413	407	351	314	15～17 歳	327	354	386	404	427	402	合計	1,591	1,684	1,849	1,821	1,767	1,641	1,558	割合（%）	9.6	10.3	11.6	11.5	11.2	10.5	10.0	<p>P. 5 第 2 章 I（2）に左記表及び以下の文章を反映。</p> <p>県内の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもは平成 26 年度が 1,558 人です。香川県全体の子どもの占める生活保護世帯における子どもの割合は、平成 26 年度が 10.0%となつていま</p>
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																																																								
被保護世帯数	6,755	7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443																																																																								
被保護世帯人員（人）	9,660	10,383	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415																																																																								
保護率（%）	9.63	10.38	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64																																																																								
生活保護世帯における子どもの数（人）	0～5 歳	343	380	438	427	408	359																																																																								
	6～11 歳	582	572	612	583	581	495																																																																								
	12～14 歳	339	378	413	407	351	314																																																																								
	15～17 歳	327	354	386	404	427	402																																																																								
合計	1,591	1,684	1,849	1,821	1,767	1,641	1,558																																																																								
割合（%）	9.6	10.3	11.6	11.5	11.2	10.5	10.0																																																																								

<p>P. 22第3章I (1) ③地域による学習支援 「地域の多様な人材を活用して、教科に関連した学習を行う土曜学習」とあるが、土曜学習という概念はもう少し広いのではないかと思う。土曜学習＝教科に関連した学習と捉えられるような前段の部分をご検討いただければ有難い。 (野村委員)</p>	<p>次のおり変更する。 ＜変更前＞ ○ 子どもたちの土曜日の学習環境を充実させるため、地域の多様な人材を活用して、教科に関連した学習を行う土曜学習の実施を促進します。 ＜変更後＞ ○ 子どもたちの土曜日の学習環境を充実させるため、地域の人材による多様な学習機会の提供を促進します。</p>	<p>P. 22第3章I (1) ③地域による学習支援 に左記変更後の文章を反映。</p>
<p>P. 22第3章I (1) ④高等学校等における就学継続のための支援 スクールソーシャルワーカーの配置が中途退学を防止するためと記載がある。シンブルに中途退学を防止するためとなると、ニュアンスが伝わりにくいと感ずる。(藤澤委員)</p>	<p>次のおり変更する。 ＜変更前＞ ○ 中途退学を防止するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。 ＜変更後＞ ○ 心の問題や家庭環境などにより就学の継続ができなくなる子どもたちへの対応のため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、課題を解決する体制の充実に努めます。</p>	<p>P. 22第3章I (1) ④高等学校等における就学継続のための支援、P. 26第3章I (5) 【再掲】 に左記変更後の文章を反映。</p>

<p>P. 35 第3章II (5) 支援する人員の確保等 とりわけ社会的養護施設に入っている子どもたちや児童相談所の対象となる子どもたちに対する現状を踏まえたときに、重要なのは家庭まで入って専門的に相談を受けたり子どもたちを直接支援したりしている人たちだと思ふ。そのような人員がまだまだ足りないのではないかと思ふ。(野村委員)</p>	<p>以下の事項等の充実が繋がると考えている。</p> <p>第3章I (1) ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもも家庭環境などを踏まえた教育相談体制の充実を図るため、すべての公立小中学校、公立高等学校、県立特別支援学校の教育相談でスクールカウンセラーを活用します。 ○ 社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県立高等学校に配置するとともに、中核市を除く市町がスクールソーシャルワーカーを配置するため経費の一部を補助します。また、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。 ○ 私立中学校・高等学校においてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。 <p>第3章II (5) ① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どももや家庭に関するさまざまな問題に対応する児童相談所については、体制の強化、専門性の向上が重要であることを踏まえ、ケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメントなどを可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応や保護者への指導・支援を行うための専門性の確保などを図ります。 	<p>P. 21 第3章I (1) ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携、P. 36 第3章II (5) ① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 に反映済。</p>
<p>保護者を励ましたり、貧困の連鎖は断ち切れるものであり断ち切るうとしなければならぬものだということの啓発を誰かがすると良いのではないか。実質的な支えについては県や市町でもしていると分かるのだが、誰かが保護者を励ましたり、やればできるといふような心の支えと</p>	<p>啓発については、今後の課題として検討したい。心の支えとなるという点では、第3章II (1) ① 保護者の自立支援 に記載している以下の事項等の充実が繋がると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てや家庭に関する相談機関（妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、教育センターなど）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関の県民への周知に努めます。 	<p>P. 28 第3章II (1) ① 保護者の自立支援 に反映済。</p>

<p>なったりすることもあるのではな いかと思う。(津山委員)</p>	<p>○ 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「妊娠出産サポート」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業などの充実に努めます。</p> <p>○ 地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体などがひとり親家庭などに対して行う相談活動などの事業を支援します。</p>
<p>P. 33 第3章II (3) ①関係機 関の連携 連携するという言葉で書 いていただいているが、もう少し具 体的に個別の実施の事業の中から何 か関係機関同士がつながるような記 載があれば有難い。(日下委員)</p>	<p>P. 33 第3章II (3) ①関係機関の連 携 に左記変更後の文 章を反映。</p> <p>次のおり変更する。 <変更前></p> <p>○ 「みんなで子どもを育てる県民運動」を推進し、講演会や講習会の開催を通して、地域を基盤に分野や領域を超えたネットワークの形成を図るとともに、複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援機関など、相談機関のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。</p> <p><変更後></p> <p>○ 「みんなで子どもを育てる県民運動」を推進し、講演会や講習会の開催を通して、地域を基盤に分野や領域を超えたネットワークの形成を図ります。</p> <p>○ 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関などのネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。</p> <p>○ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言等を行</p>

	<p>うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、包括的・継続的支援を推進します。支援に当たり、住居、就労、就労、介護、教育等に関する課題について、必要な関係機関との連携を図ります。</p>	
<p>県独自で奨学金事業はどのくらいあるのか。(加野委員)</p>	<p>香川県高校生等奨学金、香川県大学生奨学金を初めとした学生に対する奨学金や、香川県看護学生修学資金貸付制度、香川県医学生修学資金貸付制度、歯科衛生士をを目指す学生に対する修学支援事業、香川県保育学生修学支援制度、介護福祉士等修学資金貸付制度などの専門職を指す者に対する奨学金などがある。</p>	
<p>様々な支援の中でお金の貸与という形がとられているが、返還のために生活が苦しくなるといふこともあるのではないか。県の財政も大変であるが与えてしまうという形の方法もあると思う。(小野委員)</p>	<p>本県の高等学校等奨学金は、返還金を次の世代の奨学金の原資とする運用を行っており、限られた財源を効率的・効果的に活用する必要があるので、返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与している。</p> <p>また、本県の大学生等奨学金制度は、将来、勤労者となり収入を得ることを想定していること、限られた財源を有効に活用する必要があることなどから、返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与しているが、卒業後、一定期間、県内に居住し、県内で就業している場合に、奨学金の返還額の一部を免除することを特色としている。</p> <p>なお、平成26年度の高等学校等の入学生から学年進行により、非課税世帯等で高校生等のいる保護者等に対して、授業料以外の教育費を支援するため、年1回奨学金のための給付金を支給している。</p>	<p>P. 24第3章I (3) ②奨学金のための給付金などによる経済的負担の軽減、P. 25第3章I(4) ①大学・専門学校等での教育の機会を保障するよ うな奨学金制度等の経済的支援の充実の記述の補足説明であり、素案への反映はしていない。</p>



香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子育て支援課 総務・少子化対策グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3282/FAX：087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

平成27年7月6日から平成27年8月5日までの1カ月間、香川県子どもの貧困対策推進計画（仮称）素案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、3名から10件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2名

団体 1名

〈提出されたご意見の数〉

10件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>ひとり親家庭は多くあり、親は朝から夜中まで働き、子どもは親に構ってもらえず、学校に行かなかつたり、ゲームなどをして現実逃避をする。親は仕事ばかりするため友人ができず、友人に相談することもしない。実態が把握されていないので、対策が練られていない。</p>	<p>ひとり親家庭の生活実態について把握するため、平成26年度に「香川県ひとり親家庭等実態調査」を実施し、県内在住のひとり親家庭等の親など約1,000人の方から、子どもについての悩みや子ども以外についての悩み、保護者の就業状況、家計の状況、行政や福祉制度に対する要望などにご回答いただいております。また、これらの実態把握を踏まえて、ひとり親家庭に対して母子・父子自立支援員による相談や子どもの学習支援などの施策を実施しており、その旨計画にも盛り込んでおります。</p> <p>なお、調査結果の概要については、平成26年度に策定した「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」に記載し、県の子育て支援課のホームページに掲載しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>親がリラックスしながら食事を取ること で、子どもに優しくでき、親に時間ができ ると思う。食事がうまく取れない家庭へ食 事を提供したり、放課後子供教室のように 子どもが気軽に立ち寄れる場所の指定をす ることで、家庭的な環境での勉強、体験、 食事が解決するのではないかと思う。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、子ど もの貧困対策を推進していく上で、参考 にさせていただきます。</p> <p>なお、すべての児童が放課後を安全・安 心に過ごし、多様な活動や体験を行うこ とができるよう、放課後児童クラブと放課後 子供教室の充実を図っているところで すが、ご提案を参考に、市町とも連携しな がら、一層の充実を図ってまいります。</p>
<p>ひとり親家庭は、アパートの入居が難し いと聞いた。良い家主に巡り合えたら入居 できるというのではなく、システムとして、 どの不動産会社に行っても安心して入居で きるという配慮があるといいと思う。</p>	<p>ひとり親家庭の方が抱える住宅など生 活基盤上の諸問題については、県及び市の 福祉事務所の母子・父子自立支援員が相談 を受けております。</p> <p>また、低所得世帯向けとして、県営住宅 の登録入居の申込みを行うことにより、ひ とり親家庭の方等が優先的に入居するこ とが可能です。</p>
<p>現状把握の中で各種数値があげられてい るが、素案では数値目標が掲げられていな い。ぜひ5年間での数値目標を設定し、取 り組みを進めて欲しい。（特に全国と対 比して劣る項目については設定すること。）</p>	<p>全国との比較を含め、本県の子どもの貧 困の状況を把握し、施策の効果等を検証・ 評価するために指標を設定し、様々な支援 のための具体的な取り組みを進めていくこ ととしております。</p> <p>なお、国の大綱におきましても、子ども の貧困対策を総合的に推進するに当たり、 関係施策の実施状況や対策の効果等を検 証・評価するために指標を設定しており、 数値目標は掲げられておりません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>子ども・保護者ともに、相談や支援内容は複数かつ複合的にあると思われる。相談窓口がいろいろあるが、一本化・ワンストップ化を指向してほしい。また、周囲の者（近所・親類等）が問い合わせ等できる相談窓口も設け周知を図ってほしい。</p> <p>そのことと合わせ、県が主導し、市町・外郭団体等を巻き込んだ子ども見守りネットワーク等の構築を検討してほしい。</p>	<p>子どもの貧困対策を行う関係部局が多岐に渡り、現時点では相談窓口等の一本化は難しい状況であります。そのため計画の策定後、子どもの貧困対策に関する事業や相談窓口等についてまとめた冊子を作成・配布する予定です。この冊子は、支援を必要としている方のもとへ確実に届け、有効に利用していただきたいと考えております。</p> <p>地域での子どもの見守りについては、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町ごとに、関係機関、関係団体などで構成される要保護児童対策地域協議会の設置を推進してまいります。</p>
<p>教育支援において「学校をプラットフォームとした対策」とあるが、不登校等の対策としてフリースクール等も対象とすべきであり、その支援策を検討してほしい。</p>	<p>不登校等の児童生徒も含めて、学校に在籍するすべての児童生徒を教育相談の対象として支援しているところです。</p>
<p>地域・企業や各種団体との連携は重要と考える。いろいろな学習機会や連携方法を模索し、社会教育を実践してほしい。その場合、地域での人財投資との位置づけで、企業等からの各種支援を募ってみてはどうか。</p>	<p>県教育委員会では、地域・企業や各種団体と連携した取組みとして、平成 26 年度に「香川県家庭教育サポート企業協定制度」を創設しました。この制度は、協定を締結した企業等が、従業員の方々に家庭の役割や子どもとの関わりなどについて啓発を行うもので、各家庭の教育力の向上を図ることを目的としております。また、本年度は新たに、子どもや保護者の地域活動への積極的な参加を促し、地域の教育力を活用した「子育て」「親育ち」を実践するため、地域活動の意義や魅力を小冊子に取りまとめ、保護者等に配布・啓発することとしております。これらに関しては、教育基本計画に盛り込んでおり、総合的に取り組むこととしております。</p> <p>今後、地域や企業等との連携の一層の充実等について検討してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>奨学金等の教育資金に関し貸付によるものが多いと考える。貧困世帯に限っての、給付方式や一部給付方式、貸付でも無利子枠の拡大を検討すること。</p>	<p>本県の高等学校等奨学金は、返還金を次の世代の奨学金の原資とする運用を行っており、限られた財源を効率的・効果的に活用する必要があることなどから、返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与しております。</p> <p>また、本県の大学生等奨学金制度は、将来、勤労者となり収入を得ることを想定していること、限られた財源を有効に活用する必要があることなどから返還が困難な者には返還猶予制度を設けたうえで、無利子で貸与しておりますが、卒業後、一定期間、県内に居住し、県内で就業している場合に、奨学金の返還額の一部を免除することを特色としています。</p> <p>なお、平成 26 年度の高等学校等の入学生から学年進行により、非課税世帯等で高校生等のいる保護者等に対して、授業料以外の教育費を支援するため、年 1 回奨学のための給付金を支給しております。</p> <p>その他の奨学金制度においても、一定条件を満たした場合には返還額を免除できるものもあります。いただいたご提案につきましては、今後の奨学金制度を充実していく上で、参考にさせていただきます。</p>
<p>「児童養護施設等を退所した児童のアフターケア」について、計画素案では「アパートの賃貸時の保証人への損保保険料の補助」が記載されているのみであり、その他の支援については触れていない。県立児童自立支援施設を始め、民間の児童養護施設においても、社会に出た退所児童に十分なアフターケアを行っていく方法を検討して欲しい。</p>	<p>児童養護施設等を退所した児童へのアフターケアについては、アパートの賃貸時の保証人への損保保険料の補助のほか、相談体制の整備、自立援助ホームの設置促進、未成年後見人への報酬補助等の支援、普通自動車運転免許の取得費用の補助などを具体的な取組みとして計画に盛り込み、施策を推進することとしております。</p>
<p>よりよい計画だと思うが、たくましい精神が育つ環境を視野に入れ、過保護にならないよう配慮することも重要である。社会の役に立つ人を育てることを親にも意識していただきたい。</p> <p>貧困生活の中、計画に該当しない人への対策等はあるか。</p>	<p>計画は、貧困の状況にある全ての子どもに対し施策を実施し、広く支援するためのものであります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、子どもの貧困対策を推進していく上で、参考にさせていただきます。</p>